



令和7年11月28日
内閣府政策統括官(防災担当)

災害対策基本法に基づく被災者援護協力団体の登録について

被災地への支援実績を有する NPO・ボランティア団体等が、発災直後から被災者支援の担い手としてその能力を発揮できるよう、令和7年の災害対策基本法の改正により、避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力する NPO・ボランティア団体等を国が「被災者援護協力団体」として登録する制度を創設しました。

内閣府では、被災者援護協力団体の申請のあった4団体を新たに登録することとしました。引き続き、申請いただいている団体も審査を行い、登録を進めてまいります。

今後、登録された団体の活動実績等の情報につきましては自治体等と共有することなどを通じて、平時から登録団体と地方公共団体等との間の「顔の見える」関係づくりを目指します。

詳細は別添のとおりです。

問合せ先：内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及・防災教育・NPO ボランティア連携担当）付
参事官補佐 澤 邦之、井口 歩実
TEL：03-5797-7924
E-mail：kuniyuki.sawa.t9c@cao.go.jp

被災者援護協力団体登録申請団体（R7. 1 1月登録・変更分）

新規登録

団体名	登録団体の住所	代表者氏名	被災者援護協力業務の種類（＊）	
			活動地域	
特定非営利活動法災害支援団Gorilla	岡山県岡山市南区泉田376-1-101	茅野 匠	②、⑦（コミュニティ構築支援に関する業務（居場所作り支援））	
			岡山県、佐賀県、茨城県、福島県、新潟県 熊本県、福岡県、静岡県、石川県	
なごや防災ボランティアネット	愛知県名古屋市東区泉1-15-34 RSY	鷺見 修	②、⑥、⑦（災害ボランティア活動用資器材の貸出）	
			全国	
公益社団法人SL災害ボランティアネットワーク	東京都千代田区九段北1丁目15番2号	片桐 卓	①、⑤、⑥	
			千葉県・神奈川県・東京都・埼玉県	
特定非営利活動法人千葉レスキューサポートバイク	千葉県松戸市幸田3丁目117番地の1	丸山 岳	⑥	
			千葉県	

登録内容の変更

団体名	登録団体の住所	代表者氏名	被災者援護協力業務の種類（＊）	
			④	
公益財団法人日本財団ボランティアセンター	事務所の所在地 東京都港区虎ノ門1-11-2 日本財団第二ビル4階	山脇 康	活動地域	
			変更前	変更後
			東京都	全国

（＊）被災者援護協力業務の種類（災害対策基本法第33条の2第1項）

- ①避難所の運営
- ②炊き出しその他による食品の給与又は飲料水の供給
- ③被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
- ④被災した住宅の応急修理又は災害により生じた土砂その他の障害物除去
- ⑤被災者からの相談への対応又は被災者に対する情報の提供・助言
- ⑥ボランティア受入れの実施に係る連絡調整
- ⑦その他被災者の援護を図るために必要な協力業務

災害NPO・ボランティア団体等の登録制度

- 令和6年能登半島地震では、発生直後から、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施し、被災者援護において重要な役割を担っていただいているところ。
- **官民連携体制**の強化のため、**NPO、ボランティア団体等を国が事前に登録する制度を創設**。
- 登録団体の情報をデータベース化して自治体等と共有し、**平時から「顔の見える」関係づくり**を促進し、発災直後からきめ細かく、質の高い被災者支援を実施。

